

目次	日号外	ページ
六二 電波法施行規則第二十八 条の五第四項の規定に基 づき、平成四年総務省告 示第六十一号の一部を改 正する件	二四五	二五
六三 電波法施行規則第二十八 条の三の規定に基づき、 平成四年郵政省告示第六 十九号の一部を改正する 件	二四五	二七
六四 電波法施行規則第二十八 条の五第七項の規定に基 づき、平成四年郵政省告 示第七十三号の一部を改 正する件	二四五	二七
六五 電波法施行規則第二十八 条の五第三項の規定に基 づき、平成四年郵政省告 示第九十一号の一部を改 正する件	二四五	二七
六六 平成四年郵政省告示第百 七号を廃止する件	二四五	二八
六七 無線局運用規則第四十二 条第二号及び第四十三条 の二第二項の規定に基 づき、平成五年郵政省告 示第三百二号の一部を改 正する件	二四五	二八
六八 無線従事者規則第二十 一条第一項第五号の規定 に基づき、平成五年郵政 省告示第五百五十三号の 一部を改正する件	二四五	二九
六九 無線機器型式検定規則第 四條第一項ただし書の規 定に基づき、平成十一 年郵政省告示第二百四十六 号の一部を改正する件	二四五	三三
七〇 電波法施行規則第三十四 条の二第四号の規定に基 づき、平成十六年総務省 告示第二百八十七号の一 部を改正する件	二四五	三三
七一 無線設備規則別表第三号 の40の規定に基づき、平 成十七年総務省告示第千 二百二十八号の一部を改 正する件	二四五	三三
七二 電波法施行規則第二十八 条第十項の規定に基 づき、平成十八年総務省告 示第六百号の一部を改正 する件	二四五	三六
七三 電波法施行規則第三十四 条の六第一号の規定に基 づき、平成二十一年総務 省告示第四百七十一号の 一部を改正する告示	二四五	三七
七四 登録検査等事業者等規則 第十七条及び別表第五号 第三の三(2)の規定に基 づき、平成二十三年総務省 告示第二百七十八号の一 部を改正する告示	二四五	三七
七五 登録検査等事業者等規則 第二十条及び別表第七号 第三の三(2)の規定に基 づき、平成二十三年総務省 告示第二百七十九号の一 部を改正する件	二四五	三九
七六 無線局免許手続規則第十 八条第二項の規定に基 づき、平成三十年総務省告 示第三百五十五号の一部 を改正する件	二四五	三九
七七 無線局免許手続規則別表 第二号第一から第五ま で、別表第二号の第二 から第八まで、別表第二 号の第三第一及び第二、別 表第二号の四並びに別表 第三号の五の規定に基 づき、平成三十年総務省告 示第三百五十六号の一部 を改正する告示	二四五	四〇
七八 無線局運用規則第四百十 三条第二項第一号の規定 に基づき、航空機地球局 の運用義務時間がその航 空機の航行中常時となる 区域を次のように定め、 平成十六年総務省告示第 二百八十六号は廃止する 件	二四五	四一
七九 無線設備規則第十四条第 三項、第四十条の四第二 項第四号、第三項第四号、 第四項第四号、第五項第 四号及び第六項並びに別 表第一号注33の規定に基 づき、船舶地球局等の無 線設備の技術的条件を次 のように定め、平成十七 年総務省告示第千二百二 十七号は廃止する件	二四五	四一
八〇 無線設備規則第四十五条 の二十二第三号の規定に 基づき、航空機地球局の 無線設備の技術的条件を 次のように定める告示	二四五	四六
八一 無線設備規則第三十八 条第四項の規定に基づき、 電波法施行規則第十二 条第六項第二号に規定する 船舶地球局のうち一、六 二・三五MHzから一、六 二・五MHzまでの周波数 の電波を使用するもの及 び電波法第三十三条の規 定により義務船舶局に備 える一、六二一・三五MHz から一、六二六・五MHzま でを受信する高機能グ ループ呼出受信機に使用 する空中線の設置位置の 条件を次のように定める 告示	二四五	四八
八二 無線機器型式検定規則別 表第一号及び別表第二号 の規定に基づき、船舶地 球局等の無線設備の機器 の構造及び性能の条件並 びに機械的及び電氣的条 件を次のように定め、郵 政省告示第六百五十七号 は廃止する件	二四五	四八
八三 衆議院小選挙区選出議員 の選挙における候補者と なるべき者の選定の手続 について異動の届出があ った件	二四五	四八
八四 衆議院比例代表選出議員 の選挙における名簿登載 者の選定の手続について 異動の届出があった件	二四五	四八
八五 市町の境界変更の件	二四五	四八
八六 元売業者を指定した件の 一部を変更した件	二四五	四八
八七 登録認定機関の技術基準 適合認定の業務を行う事 務所の所在地の変更に関 する件	二四五	四八
八八 特定機器に係る適合性評 価手続の結果の外国との 相互承認の実施に関する 法律第三十条第一号の規 定に基づき公示をする件	二四五	四八
八九 特定機器に係る適合性評 価手続の結果の外国との 相互承認の実施に関する 法律第三十条第一号の規 定に基づき公示をする件	二四五	四八
九〇 特定機器に係る適合性評 価手続の結果の外国との 相互承認の実施に関する 法律施行規則第十四条の 規定により読み替えて適 用される端末機器の技術 基準適合認定等に関する 規則様式第七号の規定に 基づき端末機器に付する 文字等を定める件の一部 を改正する件	二四五	四八
九一 電波法施行規則第三条第 一項第十五号の規定に基 づき、総務大臣が別に告 示する業務を定める件	二四五	四八